**令和５年度第１回大阪府地域福祉推進審議会　議事概要**

日時：令和６年３月２２日（金）午前１０時から正午まで

場所：國民會館大阪城ビル１２階　大ホール

議題：（１）審議事項

・「第５期大阪府地域福祉支援計画（案）」について

　　　　　　　　　・分科会の設置等について

　　　 　　(２)報告事項

　　　　　　　　　・分科会の活動内容報告

　　　　　　(３)その他

＜事務局＞

本日は、第５期大阪府地域福祉支援計画案と、分科会の新設等について審議いただきたい。また、各分科会の活動についても報告をさせていただく。

開会にあたり、福祉部長から挨拶を申し上げる。

福祉部長挨拶

＜事務局＞

続いて、本日ご出席の委員を紹介する。

委員紹介

以上、委員27名中21名に出席いただき、会議が有効に成立していることを報告する。

また、傍聴なしであることを併せてご報告する。

ここより議事の進行は会長にお願いする。

＜会長＞

議題１第５期大阪府地域福祉支援計画（案）について、資料１、２、３をまとめて事務局から説明をお願いする。

＜事務局＞

資料１　第５期大阪府地域福祉支援計画（案）の概要について説明

資料２　府民意見等の募集に寄せられたご意見等と大阪府の考え方について説明

資料３　第５期大阪府地域福祉支援計画（案）について説明

＜会長＞

それでは意見・質問はないか。

＜委員＞

大変良い計画だと思っているのだが、作られた計画を府民にどう広報していくかという課題が次のステップにあるのではないか。日本語に不慣れな外国人や、知的障がい者の方にこの計画をどう広報・PRしていくのか、事務局の考えを教えていただきたい。

＜事務局＞

この計画は、概要版ではあるが点字を作成している。多言語対応までは難しいが、広く府民の方々に伝えられるよう検討していきたい。

＜委員＞

いわゆる「やさしい日本語」や、知的障がい者向けに漢字にルビを振ったり、「分かち書き」をしたり、要約版にやさしい表現で伝える取組みをやっていただきたい。

＜会長＞

提案をいただいた。ここでは、来年度以降、計画を推進するうえでの意見や提案もお願いしたい。

＜委員＞

外国人への対応を検討していくのであれば、今、多くのホームページが自動翻訳機能とリンクしているので、それを使うことが現実的だと思う。ただそのときに配慮いただきたいのが、行政文書は機械で翻訳したらまず通じない。先方が読んで分かるものにすることが大事なので、「やさしい日本語」は翻訳するときのヒントになるので配慮いただきたい。

＜委員＞

今回パブリックコメントとして２件のご意見をいただいたが、数としては少ないという印象を受けている。いつも地域福祉支援計画はこれぐらいのものなのか。また、今回、意見の聴取の仕方や今までの経緯も含めて教えていただきたい。

＜事務局＞

前回の中間見直しでも同程度であった。パブリックコメントにつきましては、ＦＡＸ、メールでの受付のほか、行政オンラインシステムを使っての受付もしている。

広報としてはプレスリリースやホームページでのパブリックコメントの案内もしている。今後は各種団体にパブリックコメントの実施を周知するということも大事であるという意見かと思うので工夫していく。

＜委員＞

市の障がい福祉計画だと100件超えの意見をいただくこともあるので、この計画は上位計画なので、各団体の当事者やいろんな分野の方々にもご意見を賜った方が良いので、今後、検討していただきたい。

＜委員＞

生活保護の受給の問題が非常に気になっている。例えば公営住宅の入居者は、生活保護水準以下の収入の方が大体80％から85％であるが、生活保護を受給しているのが20％前後である。生活保護の受給の相談で、行政との間に入ったことがあるが、もう少し受給しやすくしていくべきで課題だと思う。

もう１点、府下の就学援助の受給は、平均的に生保の1.0以下でないと対象にならないので、就学援助の捕捉率を高めることによって収入が十分でない家庭のカバーができないかと思っている。

＜会長＞

地域福祉支援計画は、各分野が共通して取り組むべき事項とそれらを含めた包括的な支援体制ということで、今の意見は分野別計画の生活保護等の捕捉率の問題として意見をいただいということでよいか。では、もう意見がないようなので、第5期大阪府地域支援計画の最終案として了承してよろしいか。

＜委員＞

**【了承】**

＜会長＞

それでは次の議題で、分科会の設置等について、こちらも事務局より資料４から７までまとめてご説明いただいたうえで、意見交換に移りたい。

＜事務局＞

資料４　大阪府地域福祉推進審議会の組織図（案）について説明

資料５－１、5－2　大阪府権利擁護支援体制推進分科会について（案）の説明

資料６－１、６－２　大阪府介護・福祉人材確保戦略検討分科会について（案）の説明

資料７　福祉サービス第三者評価事業推進分科会における部会の廃止について説明

＜会長＞

事務局からの３点の提案について、１点ずつ意見、質問をいただきたい。

まず資料５－１大阪府権利擁護支援体制推進分科会の設置についての意見、質問はないか。

＜委員＞

資料の審議項目の二つ目で（２）その他権利擁護支援に関することの「その他」はどういうことが入るのか教えていただきたい。

＜事務局＞

資料3大阪府地域福祉支援計画の23ページをご覧いただきたい。

成年後見制度利用促進における権利擁護支援は、主には意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不正取引への対応における権利侵害からの回復支援を手段として自立した生活に向けた支援活動と定義されており、基本的には成年後見制度利用促進における権利擁護支援ということで記載している。

＜委員＞

成年後見が中心になるので難しいだろうと思いつつ質問をした背景は、こども基本法等で子どもの意見表明等が出てきており、社会的養護やヤングケアラーといった意見を述べにくい人たちの権利擁護をどうするのかが課題になっている。どの市町村も困っているので、そういうところとの関係を伺いたくて質問した。今後検討いただければと思う。

＜会長＞

自治体の地域福祉計画の狭義の権利擁護としては成年後見制度利用促進だが、広義に権利擁護を捉えると重層事業の包括的な相談支援とリンクする。権利擁護をどう捉えていくのかが、自治体の地域福祉計画の設計上、非常に重要な点になっているので、幅広にご検討いただければと思う。

＜委員＞

権利擁護イコール成年後見、あるいは契約行使のときの支援に捉えられているが、アドボカシーと捉え、「その他」を幅広く捉えていいと思う。、障がい者差別解消法の民間事業者における合理的配慮の義務が４月１日から施行されるが、例えば、銀行等で障がい者の方が何かの手続きを行うときに銀行がどこまで支援ができるか、これは金融庁のガイドラインである程度のルールはあるが、銀行からすると、成年後見制度を利用されている方であれば成年後見人がしてくださいとか、後見人がしなくても合理的配慮の枠内でできるとか、そういう議論が起こりうる。成年後見制度を議論することは、幅広い権利擁護の話が出てくることは、明らかだと思うので留意いただきたい。

＜会長＞

市民後見人の育成も入っているが、成年後見支援の担い手として市民後見人を育成してもなかなか活躍の道がないから育成意欲が沸かないような自治体もあるが、権利擁護に熟知した市民人材としして幅広に捉え、成年後見に直接結びつかなくても、市民教育、人権教育として重要だという認識のもと、積極的に養成している自治体もある。ここでは成年後見の担い手に限定されるが、そこのところの考えはいかがか。

＜事務局＞

市民後見人として活躍していただいてる方は、成年後見制度の担い手としてだけではなく、それ以外にも活躍していただけるポテンシャルの高い方々で、例えば、市民教育にあたっていただいたり、成年後見制度を含めたその他権利擁護の普及にあたっていただいたり、また別のことを地域で勧めていただく、そういった波状的な効果を狙っている部分もある。市民後見人として養成された方の活躍については幅広く方針の中でも書いているので、市町村の意見や、市民後見人として活躍されている方の声も聞きながら考えていきたい。

＜会長＞

資料６－１大阪府介護・福祉人材確保戦略検討分科会についていかがか。

＜委員＞

人材の確保は喫緊の課題である。資料の主な取組みで、参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上を挙げており、具体的だとは思うが現場の感覚として、労働条件が非常に悪く、給料が安いというところに大きな問題がある。（２）の②の介護・福祉職員の処遇改善で、国に要望を上げていくことは書かれているが、大阪府独自の取り組みもこの中に入れていただけたら、さらに良いのではと考える。教育面も非常に大事だが、環境と労働条件の改善は非常に大事なところだと思うので、ぜひ検討いただきたい。

＜委員＞

分科会の設置だが、高齢者福祉計画と数値、目的も大体同じである。障がい者計画の協議会もあるが、同じことを話し合っていては無駄だと思うので、分科会では効率を考えていただきたい。

＜会長＞

他分野の取組みとの関係はどうなっているのか。

＜事務局＞

ご指摘のとおり、高齢者福祉計画、障がい者計画、子ども総合計画それぞれの計画の中に取り組みが入っており、各計画の中でも評価をされているところである。この戦略は、福祉人材の確保について、大阪府として同じ方向を向いて取り組んでいけるよう方向性のところを取りまとめている、同じことの繰り返しにならないようにという指摘は承った。この分科会は有識者の方たちの貴重なご意見いただきながら、人材確保に特化した内容を深掘りしていくということで理解いただきたい。

＜委員＞

人材確保の一番の問題は、賃金が安いこと。国が出してる平均賃金は結構高く、処遇改善加算もあるのに現場に来る額は微々たるものなので、そこを検討していただきたい。

あと、TikTokなどで若い世代に、介護に対する前向きな明るい情報を流しているスタッフもたくさんいるが、介護の魅力をもっと発信していかないとイメージが悪すぎる。現場は楽しいことがいっぱいあり、やりがいもあるということを現場から発信していく、そういうアピールをもっとしていただきたい。

外国人の雇用で、手が足らないから外国人を入れるでは現場が疲弊する。手が充分にあるときに指導や、スタッフとのコミュニケーション、利用者とのコミュニケーションができるのであれば良い影響がいっぱいある。一生懸命に頑張ってくれている姿は現場のみんなも刺激されるので、人手不足の解消ではなく、ともに成長してく視点で外国人を受け入れてほしい。

＜委員＞

第２種の社会福祉事業は法人格があれば誰でもできる。処遇改善加算はすごい率になっているが、労働環境、処遇改善という面ではあまり上がってはいない状況になっている。

処遇改善加算への意見になるが、例えば、親族の職員に極端な配分の仕方であったとしても、全体では上がっているように見えると思うので、明らかに不合理な配分になっていないかの視点を持ってほしい。

＜委員＞

重点項目の一つに教育との連携が書かれてるので、その部分に関しての意見である。子どもが福祉現場、介護現場に触れるとことは大事だと思うので、魅力や楽しさを伝えられるような工夫をしていただきたいのだが、ともすれば福祉教育が介護現場の体験のみになってしまっている自治体も見受けられる。それ自体は大事だと思うのだが、福祉教育イコール介護体験にならないよう注意して分科会では幅広い議論をしていただきたい。

＜会長＞

この分科会は色々なことを審議しなければならない。それだけ深刻ということで、この分科会に対するみんなの期待が非常に高いということである。あと、これだけは言っておきたいということはないか。

＜委員＞

スケジュールについての意見である。分科会が開かれるのが中間見直しの次が次期戦略策定となっており、実績確認とか自己点検評価として令和6年度に１回開くなど、もう少しスパンが短くてもいいのではないか。実際に取組みをされていて、今こんな状況だというのを知っておく機会があると、より分科会としても成果が出てくるのではないか。

＜会長＞

次に資料7の福祉サービス第三者評価事業推進分科会における部会の廃止についていかがか。

＜委員＞

私はこの第三者評価分科会の基準等部会にも属しており、部会の廃止について異論はなく、今後の分科会の活動について意見を申し上げたい。

第５期大阪府地域福祉支援計画の81ページに福祉サービスの質の向上における第三者評価のところで受審実績が並んでいるが、これが極めて少ない。多くの事業所が受審しないと利用者の選択に資する情報として機能しない。今、全国的には年間6,000件の評価が行われているが、そのうち4,000件が東京都で他の府県が非常に少ない。また、それに対応する評価機関の力量が追いついていないので、評価の質を高める施策が分科会の大きな役割になってくると思う。良質な福祉専門職のすべてが良質な評価調査者になるとは限らないし、異分野からの視点を取り入れることも必要であるので、専門職育成とは別の観点から評価調査者の育成が大事である。

＜会長＞

日本では2000年以降、サービス評価をどう高めていくかということが大きな課題であるにもかかわらず、低調な状況ということなので、この分科会でぜひご審議していただきたい。

それでは分科会の設置等について、了承してよろしいか。

＜委員＞

**【了承】**

＜会長＞

最後に報告事項として分科会の審議、審査状況について事務局より報告をお願いする。地域福祉支援計画推進分科会の実績については、「第５期大阪府地域福祉支援計画（案）について」で説明しているので福祉サービス第三者評価事業推進分科会からお願いする。

＜事務局＞

資料８　分科会の審議・審査状況について説明

＜会長＞

何か質問はないか。

＜委員＞

委員任期が２年であるのに、３年分をまとめて報告を聞くのはおかしいので、少なくとも年１回は審議会を開いていただきたい。

＜会長＞

意見として承った。それでは本日の議事はこれで終了となる。